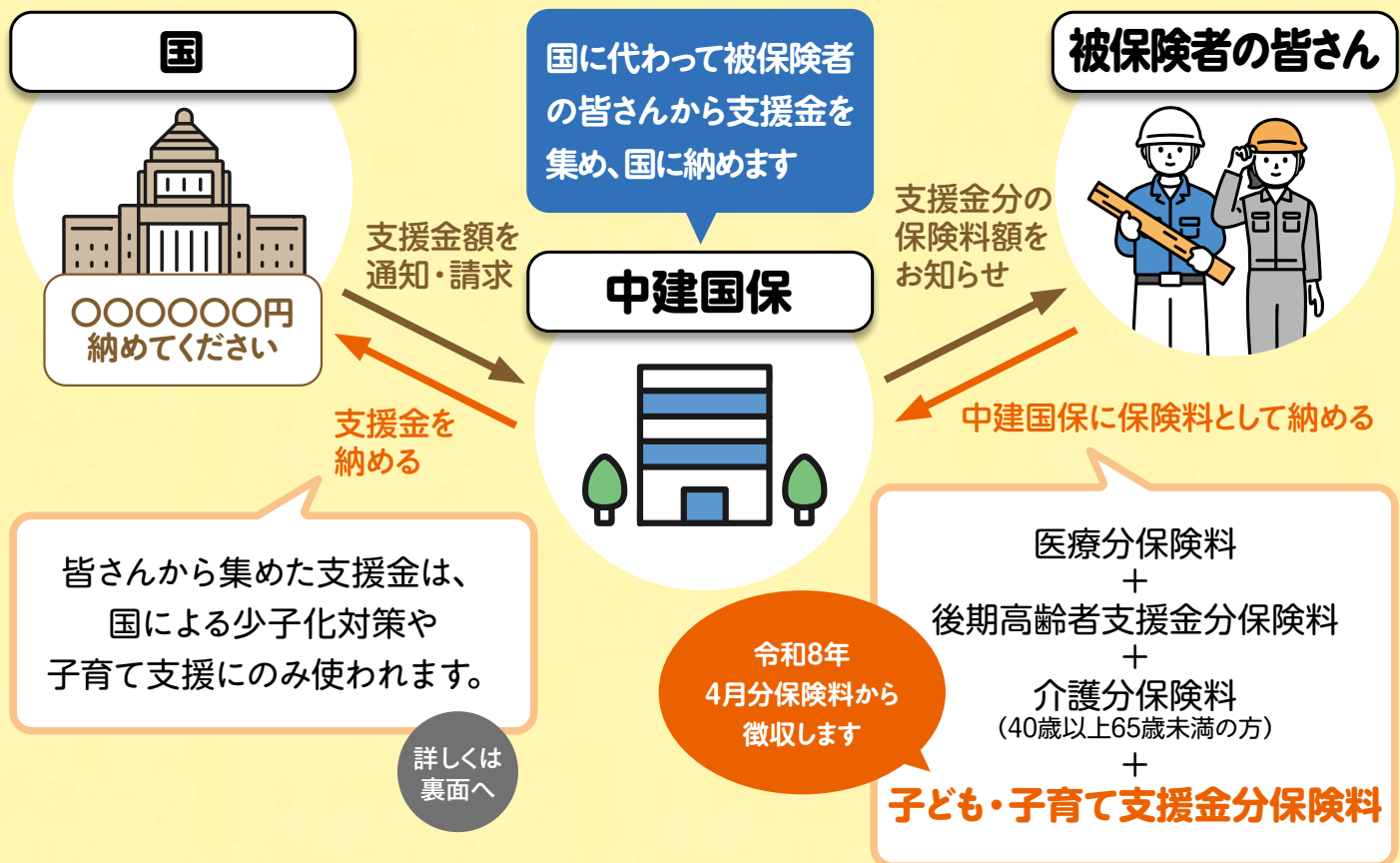


令和8年度から

「子ども・子育て支援金」 が始まります！

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。制度の開始に伴い、令和8年4月分から、医療分保険料・後期高齢者支援金分保険料・介護分保険料に加えて、子ども・子育て支援金分保険料の徴収が始まります。



＼ 子ども・子育て支援金分保険料 ／

誰が納める？

いくらになる？

- ▶ 中建国保に加入している**18歳以上**のすべての方が、子ども・子育て支援金分保険料の納付の対象となります。
- ▶ 国は1人あたりの支援金の負担額について、令和8年度は250円程度、10年度は450円程度とし、10年度の負担額を上限とすると試算しています。しかし、現時点では中建国保から国へ納める支援金額等について国から通知されていないため、具体的な保険料額をお知らせすることができません。詳細は、来春配付する「令和8年度 中建国保の便利帳」等でご確認ください。

支援金額等の詳細は、現在国で検討が進められているところです。今後のお知らせをお待ちください。

中央建設国民健康保険組合

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

児童手当をより手厚く

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。

	以前	…	…	今
所得制限	960万円未満			所得制限なし
対象となる児童	中学生以下			高校生年代まで
第3子以降の手当額(月額)	1.5万円			3万円

妊婦さんの経済的支援

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

妊娠時の支給

5万円



出産時の支給

5万円 × こどもの人数
(胎児)



育休手当の給付率UP

一定の条件*1を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り*2で100%相当を受給できます。

男性の
育休取得
を促進!

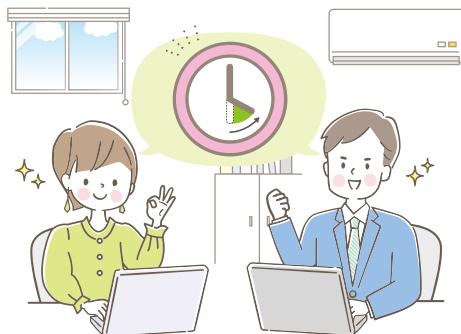


*1 お子さんの出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上育児休業を取得した場合

*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

時短勤務時の収入減をカバー

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。



令和8年4月から全国実施予定

こども誰でも通園制度

利用の目的を問わず、お子さん(生後6ヵ月～3歳未満)を保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に
10時間の範囲、
1時間単位で
利用可能

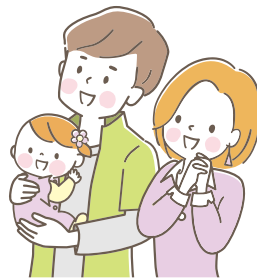
親が働いて
いなくても利用
OK!



令和8年10月開始予定

自営業・フリーランス等の方の 育児期間中の 国民年金保険料免除

休業するかどうかや所得に関係なく、お子さんが1歳になるまで国民年金保険料が免除になります。



子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略



※このリーフレットは、令和7年8月時点の情報をもとに作成しています。